

令和4年就業構造基本調査 ご協力をお願い

令和4年（2022年）10月1日を調査期日として、令和4年就業構造基本調査を実施します。

就業構造基本調査とは、日本の就業・不就業の実態を明らかにすることを目的として、統計法に基づき実施する国の重要な統計調査です。

より便利にご回答いただくため、パソコンやスマートフォンを使ったインターネットでの回答や、郵送による調査票の提出も可能となっています。

就業構造基本調査へのご協力をお願いします。

<就業構造基本調査をよそおった“詐欺”にご注意を>

調査員を装った不審な訪問者や、不審な電話、電子メールなどにご注意ください。

就業構造基本調査では、金品を請求することは一切ありません。



問い合わせ

広島市企画総務局政策企画課（統計分析係）

Tel 082-504-2012

各区区政調整課

Tel 中区：	082-504-2543	東区：	082-568-7703
南区：	082-250-8933	西区：	082-532-0925
安佐南区：	082-831-4927	安佐北区：	082-819-3962
安芸区：	082-821-4903	佐伯区：	082-943-9703

URL

「令和4年就業構造基本調査」（総務省統計局のページ）

<https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2022/index.html>

広島市

消費生活情報紙

知っ得
なっとく
得

No.211

2022.9月発行

災害に便乗した
悪質商法に
注意！



●消費生活のご相談●

※借金問題のご相談も受け付けています！



「新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、できるだけ電話相談をご利用ください。」
広島市消費生活センター
TEL 082-225-3300

●受付時間／10：00～19：00（消費生活相談用）
●火曜日と12月29日～1月3日は休み



広島市ホームページ
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>

キーワード「消費生活センター」

※音声読み上げが必要な方はホームページをご覧ください。

消費生活出前講座をご利用ください！

市内の学校、高齢者団体、町内会など各種団体・グループ等からの申込みにより、消費生活専門相談員の資格を有する講師を派遣して出前講座を実施しています。

みなさんと一緒に消費者被害に遭わないための出前講座を開いてみませんか？

- 講師派遣：無料
- 時間：約1～2時間
- 参加者：広島市内にお住まいの方で概ね15名以上
- 土曜日、日曜日、祝日も派遣可能です。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、講師を派遣できない場合があります。

公益社団法人広島消費者協会
TEL・FAX 082-225-3320

受付：午前10時～午後5時（火曜日・日曜日・祝日を除く）

消費者被害に
遭わないために



災害に便乗した修理業者にご注意を！

近年、自然災害により自宅が被害を受けるケースが多く発生しています。
豪雨、台風、地震、大雪などの大規模な災害の後には、便乗した悪質商法等のトラブルが発生する傾向にあります。
今回は、自宅修理に関するトラブルの事例と注意点を紹介します。

（事例１：不要な修理勧誘）

知らない業者から電話で「先日の台風被害はないか。」と聞かれた。特にないと答えたが、「専門家が見ると詳しく分かる。放っておくと大変なことになる。」と言われ、断り切れずに来訪の約束をした。後日、自宅に来た業者が、屋根や家の周りを見て、「このままにしておくと屋根が壊れて危険だ。今後の台風で倒壊しかねないので、その前に直したほうがいい。」と言った。見積金額は高額だったが、不安になり契約した。

（事例２：保険金を口実にした勧誘）

訪問してきた業者から「昨年の台風で被害を受けていれば火災保険で修理できる。自己負担はなく、他の古くなった部分も綺麗になる。保険金の一部を手数料としてもらう。」と言われて契約した。昨年保険会社に問い合わせた際に、保険金の請求は難しいと言われたことを思い出し、不安になった。



（アドバイス）

- ❗ 不安をあおられても、すぐには契約せず、複数社から見積を取りましょう。
- ❗ 工事内容や見積金額に納得できない場合は契約しないようにしましょう。
- ❗ 嘘の理由で保険金を請求することはできません。絶対にしないでください。（詐欺に該当する場合があります。）

契約してしまったときには… クーリング・オフで契約解除しましょう。

前ページの事例のような特定商取引法で定められた取引では、契約書面を受け取った日を含め**8日以内**であれば、無条件で**契約解除**ができます。（連鎖販売取引等、期間が20日間の取引もあります。）

【クーリング・オフの方法】

- ◎クーリング・オフはハガキ等の書面または電磁的記録（メールや専用フォーム）で行います。
- ◎クレジット契約をした場合、信販会社にも通知します。

◇ハガキの場合

- ①ハガキに必要事項を記入します。（記入例参照）
- ②両面をコピーしてから、「特定記録郵便」または「簡易書留」で出します。コピーや送付記録と一緒に保管しましょう。

（記入例）

契約解除通知書	
契約日	年 月 日
契約書面受領日	年 月 日
商品名・サービス名	〇〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇円
販売会社名・担当者名	（株）〇〇〇〇 担当××××
上記日付の契約を解除します。 支払った代金〇〇〇〇円を返金してください。 〇年〇月〇日	
住所 氏名	

切手	〒〇〇〇-〇〇〇〇
（氏名） （住所）	（販売会社名） （住所）

◇電磁的記録の場合（令和4年6月1日から通知可能になりました！）

- ①契約書面を確認し、通知先や具体的な通知方法が記載されていれば、それを参照して通知しましょう。
- ②「契約解除通知」と記載し、契約年月日、契約内容、契約金額、販売会社、通知発信日、契約者の住所と名前、「この契約を解除します」ということを書いて通知します。
- ③送信メールや、通知画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

